

二次試験(特別二次試験)受験要件および提出書類チェック表  
(参加申請書に添えてご提出ください。)

勤務先名称	
フリガナ	
氏名	

● 受験要件

1. 一次試験合格の有効期限についてご回答ください。

一次試験合格の有効期限について

		YES もしくは NO に○印を記してください。			
Q1	一次試験または特別一次試験合格証に明記してある有効期間が H30. 3. 31 以降である。	YES	→ Q2 へ	NO	→ 受験できません

2. 今回実績として提出する集約した団地についてご回答ください。

面積および立地について

		YES もしくは NO に○印を記してください。			
Q2	施業地が隣接しており 5ha 以上ある。	YES	→ Q4 へ	NO	→ Q3 へ
Q3	機械回送の必要のない同一路線にある飛び地でかつ合計 5ha 以上ある。	YES	→ Q4 へ	NO	→ 受験できません

森林所有者について

Q4	プランナー側から施業提案を行った森林所有者(共有林・生産森林組合・会社有林を含む)は2名以上である。	YES	→ ※1を確認後 Q5 へ	NO	→ 受験できません
----	--	-----	---------------	----	-----------

※1 Q4の所有者のうち、2名分の森林施業提案書および完了報告書を受験用に提出する。以下 Q5~Q10 は、この2名分について質問する。

Q5	2名のうち共有林が含まれない。	YES	→ Q7 へ	NO	→ Q6 へ
Q6	共有林を1名分と扱い、そのほかに所有者が1名いるか?	YES	→ Q7 へ	NO	→ 受験できません
Q7	2名のうち自社有林が含まれない。	YES	→ Q9 へ	NO	→ Q8 へ
Q8	もう1名の所有者は、自社の役職員やその家族でない。	YES	→ Q9 へ	NO	→ 受験できません
Q9	2名のうち林業公社や森林総合研究所森林農地整備センターによる分収造林地が含まれない。	YES	→ Q10 へ	NO	→ 受験できません
Q10	2名のうち公有林か国有林が含まれない。	YES	→ Q11 へ	NO	→ 受験できません(補足参照)

施業内容について

Q11	利用間伐や主伐もしくは保育作業、造林を行っている。	YES	→ Q12 へ	NO	→ 受験できません
-----	---------------------------	-----	---------	----	-----------

次ページへ

森林施業提案書について

		YES もしくは NO に○印を記してください。			
Q12	実際に森林所有者に提出した 2 名分 (2 種類) の森林施業提案書または見積書 (いずれも事業体の押印付) の写しを添付している。	YES	→ Q17 へ	NO	→ Q13 へ
Q13	所有者は 2 名以上であるが提案書等は代表者にまとめて提案している。	YES	→ Q14 へ	NO	→ Q15 へ
Q14	所有者 2 名以上の代表者への委任状がある。	YES	→ 提出ください Q15 へ	NO	→ 事務局へお問い合わせください
Q15	2 名分の施業提案書に事業体の押印がある。	YES	→ Q17 へ	NO	→ Q16 へ
Q16	事業体の押印がないが、2 名分を添付している。	YES	→ 理由を下にご記入ください	NO	→ 受験できません
理由	※ 2 記入後 Q17 へ				
Q17	事業費の内訳※ 3 が明記されている。	YES	→ Q17 へ	NO	→ 別途事業費の内訳をご提出ください。内訳が所有者に提出していない内部資料である場合は、その旨大きく明記してください。 Q17 へ

完了報告書について

Q18	実際に森林所有者に提出した 2 名分の完了報告書 (いずれも事業体の押印付) の写しを添付している。	YES	→ 3 提出書類の確認へ	NO	→ Q18 へ
Q19	所有者は 2 名以上であるが代表者にまとめて完了報告している。	YES	→ Q19 へ	NO	→ Q20 へ
Q20	所有者 2 名以上の代表者への委任状がある。	YES	→ 提出ください Q20 へ	NO	→ 事務局へお問い合わせください
Q21	2 名分の完了報告書に事業体の押印がある。	YES	→ Q23 へ	NO	→ Q22 へ
Q22	事業体の押印がないが、2 名分を添付している。	YES	→ 理由を下にご記入ください	NO	→ 受験できません
理由	※ 2 記入後 Q22 へ				
Q23	事業費の内訳※ 3 が明記されている。	YES	→ 提出書類の確認へ	NO	→ 別途事業費の内訳をご提出ください。内訳が所有者に提出していない内部資料である場合は、その旨大きく明記してください。 提出書類の確認へ

※ 2 受験要件に該当しない場合は、受験できません。

※ 3 事業費の内訳とは、事業費の算出根拠のこと。森林施業プランナーテキスト改訂版もしくは基礎編の提案書、完了報告書をご参照ください。

補足：本チェック表は、【二次試験（特別二次試験）の受験要件についての Q & A】に基づき作成しています。ただし本表にて施業地の内容を満たしていないものの中にもプランナー側から提案して集約化施業を行っている場合や、都道府県の指導の関係などにより受験を認められるものがあります。くわしくは事務局にお問い合わせください。(具体的な内容をお聞きます。また根拠や理由等の文書のご提出をいただくことがあります。)